エ）規制の特例措置の活用状況及びその効果（法第10条第１項第１号の特定事業（以下「構造改革特区法の特定事業」という。）に係る構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第４章の規定による規制の特例措置（以下「構造改革特区の規制の特例措置」という。）の活用状況及びその効果を含む。以下同じ。）。併せて、これらの規制の特例措置の活用によって弊害が生じている場合には、弊害の内容及び対策の実施状況についても、評価する。

オ）金融上の支援措置の活用状況及びその効果

カ）その他目標の達成に向けた取組の実施状況

キ）その他国家戦略特区の評価に資する事項

③　評価の実施主体及び方法、手続

ア）実施主体及び方法

法第12条に基づき、国家戦略特区の評価は、区域会議が行う。

具体的な手順としては、当該区域会議の構成員である関係地方公共団体並びに当該区域計画に基づく特定事業等を実施する者が②に掲げる項目について評価を行い、それらの評価結果を基に、区域会議において認定区域計画全体の進捗状況を評価し、評価書として取りまとめることを基本とする。

イ）評価結果の内閣総理大臣への報告及び公表等

法第12条に基づき、区域会議は、認定区域計画の進捗状況について評価を行ったときは、速やかに、内閣総理大臣に当該評価結果を取りまとめた評価書を提出し、報告するものとする。これを受け、内閣総理大臣は、報告のあった評価結果について、速やかに公表するものとする。

公表に当たっては、特区間の健全な競争を促進させるため、各区域計画の評価結果について相対的かつ客観的に比較が可能なように整理することとする。

また、内閣府は、国会に対し、法第12条に基づく評価結果等を踏まえ、法の施行状況等について、定期的に周知するものとする。

ウ）諮問会議による調査審議

内閣総理大臣は、イ）に定めるところにより区域会議から評価結果の報告を受けたときは、当該区域会議から提出された評価書を諮問会議に提出し、諮問会議の意見を聴取するものとする。諮問会議は、当該評価結果について調査審議した上で内閣総理大臣に必要な意見を述べることとし、特に、国家戦略特区における規制の特例措置についての調査審議に当たっては、当該規制の特例措置を所管する府省庁（以下「規制所管府省庁」という。）からの意見を聴き、当該規制の特例措置について、全国展開の可否、要件の見直し（拡充、是正又は廃止）の必要性等も含め検討する。

規制の特例措置の全国展開とは、規制の特例措置について、区域計画の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

なお、構造改革特区の規制の特例措置に係る要件の見直し等については、別途、法第10条第５項の規定により適用される構造改革特別区域法第47条の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年１月24日閣議決定）に定めるところにより評価を行うものとする。

④　評価の時期

原則として、当該国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから１年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、１年ごとに評価を行うこととする。

⑤　評価結果の反映

これらの評価結果及び諮問会議の意見を受け、区域会議は、国家戦略特区において実施する特定事業及び認定区域計画に適切に反映するほか、規制の特例措置について全国展開等の措置を講ずることとされた場合には、期限を設けて、内閣府及び規制所管府省庁は当該措置を講ずるものとする。この場合において、区域計画の変更が必要となった場合には、区域会議は、法第９条に定めるところにより、速やかに、変更の手続をとるものとする。

⑥　認定の取消し及び区域指定の解除

ⅰ）区域計画の認定の取消しに関する基本的な事項

内閣総理大臣は、認定区域計画の評価結果等を踏まえ、認定区域計画が法第８条第７項各号に定める認定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法第11条に基づき、その認定を取り消すことができることとされている。

この場合において、内閣総理大臣は、認定の取消しが当該区域計画に定められた特定事業の実施や当該事業に係る規制の特例措置の適用に影響を及ぼし得るものであることから、法第11条第１項の規定により、あらかじめその旨を関係府省庁の長へ通知する必要がある。

また、法第11条第２項に基づき、関係府省庁の長は、内閣総理大臣に対し、区域計画の認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができることとされている。これは、特定事業の適正な実施のために必要な措置が講じられない場合等には、関係府省庁の長から内閣総理大臣に意見の申出を行うこととすることにより、内閣総理大臣は認定の取消しに関し、より適切な判断をすることができるようにするものである。

ⅱ）区域指定の解除等に関する基本的な事項

ア）指定の解除等の手続

内閣総理大臣は、認定区域計画の評価結果を踏まえ、国家戦略特区の全部又は一部が第三の１に示す指定基準に適合しなくなったと認めるときは、法第２条第５項の規定により諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴取した上で、当該国家戦略特区における状況を総合的に勘案の上、その指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする。

イ）国家戦略特区の指定解除等の基準

ア）の場合において、以下の事項を指定解除又は区域の変更の基準として判断することとする。

ａ）各年度における定量的な目標の達成状況及び当該状況を踏まえた今後の取組に係る検討状況から、当該国家戦略特区における目標の達成が困難であると認めるとき。

ｂ）規制の特例措置、構造改革特区の規制の特例措置又は金融上の支援措置の活用が適切に行われていないと認めるとき。

ｃ）ａ）及びｂ）に掲げる事項のほか、当該区域において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の実施が困難であり、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与する見込みがないと認めるとき。

５．関連する施策との連携に関する基本的な事項

①　構造改革特区制度との連携

区域会議は、国家戦略特区における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、区域計画に、構造改革特区法の特定事業、構造改革特区の規制の特例措置の内容等を記載することができ、内閣総理大臣の認定を受けることにより、構造改革特別区域法に規定する認定とみなされて、国家戦略特区において、構造改革特区の規制の特例措置を活用することが可能となっている。

また、国家戦略特区において政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に応じて行われた提案であって、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に資すると認めるものについては、構造改革特別区域法第３条第４項に規定する提案とみなして、その実現に向け、同法及び構造改革特別区域基本方針に基づき、必要な対応をするものとする。

こうした対応により構造改革特区で実施される事業については、日本経済の再生を図る観点から、国家戦略特区における取組とあいまってより効果を上げるよう、内閣総理大臣及び関係府省庁の長は、その円滑かつ確実な実施に関し、必要な助言等の措置を講じるように努めなければならない。